

◎新潟県告示第224号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県新発田地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年3月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（3級水準測量、数値図化）
- 2 作業期間 令和7年1月27日から令和8年1月30日まで
- 3 作業地域 新潟県新発田市島潟、板敷 他 地内